

市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將



〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL: www.ichiba-sr.com

労働契約法 20 条違反！

「定年後再雇用と処遇」をめぐる 東京地裁判決の影響は？



◆会社に賃金差額の支払いを命じる 判決

新聞報道等ですでにご存じの方も多いと思いますが、5 月 13 日に東京地裁から「定年後再雇用と処遇（賃金）」についてこれまでの“常識”を覆す判決が出ました。

判決の趣旨は「定年後に嘱託社員として再雇用された 3 人の労働者（トラックドライバー）の職務内容が定年前と変わらないにもかかわらず、会社（運送会社）が賃金を約 3 割引き下げたことは違法（労働契約法 20 条違反）である」というもので、会社には賃金の差額の支払いなどが命じられました。

◆判決に対する評価

上記のような賃金格差について労働契約法 20 条（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）の違反を認めた判決は過去に例がなく、労働者側の弁護士は「通常の労働者と定年後再雇用された労働者との不合理な格差是正に大きな影響を与える画期的な判決である」と評価しています。

また、原告の 1 人は「同じような立場の人にこの判決が力となれば」と話しているそうです。

◆今後の企業実務への影響は？

判決後、会社側はすぐに控訴したため、裁判における最終的な結論がどのようになるかは現時点ではわかりませんが、仮にこの判決（＝労働者側の勝訴）が高裁・最高裁で維持された場合、定年後再雇用者の賃金引下げは認められなくなるケースが出てくる可能性があり、企業実務への影響は非常に大きなものとなります。

今後の裁判で裁判官がどのような判断を下すのか（裁判がどのような結論となるのか）について、注視しておく必要があるでしょう。

【参考条文】労働契約法第 20 条

有期労働契約を締結している労働者の

労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下この条において「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

「改正確定拠出年金法」成立！

加入対象者が大幅に拡大



◆来年1月から施行へ

確定拠出年金法等の改正案が5月24日に成立しました。

これにより、来年1月から専業主婦を含めたすべての現役世代が実質的に加入できることとなり、新たに加入対象となる公務員や主婦らの取込みに向け、金融機関等の動きも活発化しています。

◆「個人型」の対象が大幅拡大

確定拠出年金には、会社単位で入る「企業型」と個人で入る「個人型」があります。

今回の改正により加入対象が広がるのは「個人型」です。これまでは自営業

者や企業年金がない会社の社員らが対象でしたが、主婦や公務員が加わるほか、すでに企業年金に入っている会社員も併用して使えるようになります。

これにより、これまで約4,000万人に限られていた加入対象者は約6,700万人に拡大し、低所得で国民年金の保険料が免除される人たちを除いてすべての成人が加入できるようになります。

◆税制上のメリット

確定拠出年金では運用益が非課税となるほか、掛け金の全額が課税対象の所得から差し引かれるため、そのぶん所得税や住民税も安くなります。

今回の改正により、主婦と公務員だけでも最大400万人が個人型に入るとみられ、実際の加入者も現在の約500万人から約2倍に膨らむとされています。

◆企業型の加入者に最大の恩恵

また、掛け金は多いほど有利になるので、今回の改正で最もメリットが大きいのは「すでに企業型を利用している人」と言われています。

所得税を納めていない主婦等の恩恵は運用益が非課税になるだけですが、企業型の加入者は個人型を上乗せして掛け金を増やせば、一段の節税効果も期待できるからです。

◆「自助努力」「リスク把握」も必要

一方、確定拠出年金は公的年金とは違い、加入の判断や運用する掛け金の額、運用商品を個人が判断し、運用次第で将来の年金額が変わります。運用成績が悪ければ受け取れる年金が掛け金の総額を下回るリスクもあり、加入者自身が知識をもって自助努力を行う必要があります。

また、運用資金に余裕がある人と運用資金を準備できない低所得者との年

金格差が広がる可能性も指摘されており、今後の課題と言えます。

トラブルの多い「求人票への虚偽記載」で懲役刑を検討



◆法改正へ向けて秋以降に本格議論

厚生労働省の有識者検討会が、ハローワークや民間の職業紹介事業者に、労働条件を偽って求人を出した企業とその幹部に対する罰則を設けるべきとする報告書をまとめました。

この罰則には懲役刑も含むものとされており、また、これまで規制のなかった求人情報提供事業者(求人雑誌等)についても、労働条件の明示義務等のルールを定めることが必要だとされています。

現在、企業が自社のホームページ等で虚偽の労働条件を掲載し、直接採用した場合には罰則(6月以下の懲役または30万円以下の罰金)の適用がありますが、ハローワーク等に虚偽の求人を出しても罰則はありません(ただし、是正指導が行われることはあります)。

今秋以降の労働政策審議会で議論され、職業安定法の改正が行われるようですので、注目しておきましょう。

◆トラブルは増加傾向にある

厚生労働省のまとめによると、ハローワークの求人票に関する苦情・相談は、平成27年度は1万937件と、前年度よりは10%ほど減少しましたが、調査が始まった平成24年度の調査開始からみると増加傾向にあり、内容としては「賃金」「就業時間」「職種・仕事内容」をめぐるトラブルが多くなっています。

また、「求人票の内容が実際の労働条件と異なる」ことを要因とした相談等は3,926件(36%)あり、次いで「求人者の説明不足」が2,540件(23%)で、これらで約6割を占めています。

中には、こうしたトラブルが訴訟に発展するケースもあるようです。

◆求人申込書の記載にあたっての注意点

求人票やハローワークのインターネットサイトに掲載される情報のもととなる「求人申込書」の記載については、別の注意点もあります。全般的な書き方については冊子でまとめられていますが、これとは別にこのほど「固定残業代の表示」に関するパンフレットが公表されました。

求人申込書の賃金欄について、固定残業代制を採用する場合は「固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法」、「固定残業代を除外した基本給の額」、「固定残業時間を超える時間外労働」、「休日労働および深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと」などを明示することが必要であり、基本給には固定残業代などの各種手当は含めない等の留意点が記載されています。

意図せずにブラック企業とのレッテルを貼られることのないよう求人情報の記載には注意が必要です。

～今月のことば～



力関係が変わった

実際のところ、大内氏(※)は、親世代のアルバイトに関する誤解を正したいと語っている。アルバイト環境に関して、世代間断層があるというのだ。大内氏に話を聞いてみた。

ブラックバイトについては、ここ最近、新聞記者などから頻繁に取材を受けるのですが、そこで深刻な世代間断層を感じることがあります。50代以上の方はよく、「じゃあバイトを辞めればいいじゃないか？」と問う。

不思議です。いまの学生を見る限り、辞められるはずがないじゃないですか。

辞められるバイトというのは、生活や学業に必要な金ではなくて、遊ぶ金や自由に使う金のためにやっているわけでしょう。いまの学生のバイトは、そうではありません。

その問いかけ自体に、いまの問題の深刻さ、世代間断層問題が表れています。50歳以上と40歳未満の間には、話が通じない壁がある。だから、いちいち次のような事情を説明しないとイケないのです。

学生が、親からもえらえる家計からの給付は、この10年間で150万～160万円から120万円へと、約40万円下がりました。仕送り額は、1990年代半ばは6割以上が月10万円以上だったのが、いま、10万円以上は3割を割っていて、むしろ5万円未満がどんどん増えている。

東京でアパートを借りて、親からの仕送りが5万円未満で、働かないで生活できるはずがないのです。首都圏の私大・短大生を対象にした調査では、仕送り額から家賃を除き、30日で割った「1日当たりの生活費」は、1990年の2460円から、2014年にはついに897円

となりました。1日900円も使えないのが、いまの大学生です。

バイトをする理由は完璧に変わったのです。

※大内裕和・・・中京大学教授。著書に『ブラックバイト』(今野晴貴との共著)がある

『貧困世代』—社会の監獄に閉じ込められた若者たち—

藤田 孝典 著

～事務所よりひとこと～



先日、日本武道館へ次女の柔道の試合を見に行ってきました。大学の柔道全国大会、団体戦です。結果は一回戦負けでした。女子柔道部員4名、全員軽量級というメンバーでは、やはり負けました。しかし、次女は57kg、相手は80kg超(高校時代はインターハイ2位)、1分ももたずに一本負けと聞いていたら、4分間戦い引き分けでした。実力では劣りながら、なんとかしようと思死になっているに姿に、親バカですが次女の成長を感じました。

小学校一年生から始めた柔道も16年目に突入し、いよいよ最後の年となってしまいました。残る試合は秋の個人戦のみ。私の柔道観戦もあとわずかとなり、ちょっと寂しいような、ほっとするような複雑な心境です。

これからは、週末ファーマーで家庭菜園を楽しみたいと思います。(市場)

